お知らせ

児童扶養手当現況届・特別児童扶養手当所得状況届の提出について

児童扶養手当を受給されている方は、現況届の提出が必要です。また、特別児童扶養手当を受給されている方は所得状況届の提出が必要です。

この届は、引き続き手当を受給する資格があるかどうかの審査を行うためのものです。提出されないと8月以降の手当が差し止めとなります。

現在受給資格のある方には、8月上旬までに文書を送付しますので、期間中に必ず届出をしてください。

▼受付期間及び時間

児童扶養手当

8月3日（月）～8月31日（月）

特別児童扶養手当

8月11日（火）～9月10日（木）

土、日曜日を除く8時30分～17時15分に受け付けます。

▼必要な物

・印鑑

・手当証書

・現況届・所得状況届各様式

・世帯全員の住民票（児童扶養手当受給者のみ）

・平成27年度所得課税証明書（平成27年1月2日以降に転入された方のみ）

そのほか、別居監護申立書などの提出が必要な方には文書をお送りしますので提出してください。

▼注意事項

・現在所得制限などにより支給停止となっている方も提出してください。

・所得の申告は必ず行ってください。

・確認事項がありますので出張所、郵送では受け付けできません。

・児童扶養手当と特別児童扶養手当を両方受給されている方は、8月11日（火）以降に両手当とも提出してください。

■申請・問い合わせ

町民課

☎893－1117

吾北総合支所住民福祉課

☎867－2300

本川総合支所住民福祉課

☎869－2112

お知らせ

非自発的失業者の国民健康保険税軽減について

雇用保険の特定受給資格者及び特定理由離職者は、一定期間、国保税が軽減されます。この軽減が適用されると思われる世帯の世帯主は、町民課又は各総合支所住民福祉課で申告を行ってください。

また、国保税軽減対象世帯のうち、高額療養費制度の自己負担限度額が変更になる場合があります。現在、限度額適用認定証の交付を受けている方はお問い合わせください。

▼軽減対象者（次の①と②の両方に当てはまる方）

①離職時点で65歳未満の方

②雇用保険受給資格者証の「離職理由コード」が次の方

特定受給資格者

11、12、21、22、31、32

特定理由離職者

23、33、34

※離職日が5年以上前まで遡る場合は、対象にならない場合があります。

▼軽減内容

前年の給与所得を100分の30として計算

▼軽減対象期間

離職日の翌日から翌年度末まで

（例：離職日が平成27年3月31日の場合は、平成27年4月から平成29年3月分までの2年間の国保税が軽減対象となります。）

▼申告時に持参する物

・印鑑（認め印可）

・雇用保険受給資格者証

■申告・問い合わせ

町民課

☎893－1117

吾北総合支所住民福祉課

☎867－2300

本川総合支所住民福祉課

☎869－2112

お知らせ

薬物乱用防止　高知県「ダメ。ゼッタイ。」普及運動

―誘われても「ダメ。ゼッタイ。」と断る勇気を持とう―

県では、『高知県「ダメ。ゼッタイ。」普及運動』として、薬物乱用防止に関する啓発活動を行っています。最近では、危険ドラッグによる健康被害や検挙事例も多く発生しています。誘われても「ダメ。ゼッタイ。」と断る勇気を持ちましょう。

町では、14名の薬物乱用防止推進員が、学校での薬物乱用防止教室や地域でのイベントなど、様々な機会を通して啓発活動を実施しています。

厚生労働省

医薬食品局長表彰を受賞

高知県内には6つの協議会があり、町が属している中央西薬物乱用防止推進協議会は、土佐市、日高村、佐川町、越知町、仁淀川町の6市町村で構成されており、54名の推進員が各地域で活動しています。

この度、中央西薬物乱用防止推進協議会会長の片岡和政氏（仁淀川町在住）が、長年の薬物乱用防止啓発活動のご功績が認められ、平成26年度厚生労働省医薬食品局長表彰を受賞されています。

いの町・中央西薬物乱用防止推進協議会